

角田市コンビニ交付対応行政キオスク端末導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する証明書交付サービスについて、角田市役所本庁舎及び市内郵便局5局に「コンビニ交付対応行政キオスク端末（以下「キオスク端末」という。）」を導入するために最も適当と判断される事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

2. 目的

現在、証明書はコンビニエンスストアに設置されている「コンビニ交付機」でも取得できるが、本市のマイナンバーカードを利用した「コンビニ交付機」の利用は、令和6年度において証明書交付総数の約10%程度にとどまっており、依然として市役所窓口での証明書の取得が多くを占めている。

このことから、市役所本庁舎及び市内郵便局5局に「キオスク端末」を導入し、市役所へ来庁せずとも、身近な郵便局での証明書の取得を可能とすることにより、市民の利便性向上を図るもの。また、証明書発行業務に要する職員の負担軽減及び窓口の混雑緩和を図り、より必要なサービスに職員や予算を配分することにより、さらなる住民サービスの向上を図ることを目的とする。

3. 業務概要

- (1) 業務名 角田市コンビニ交付対応行政キオスク端末導入業務
- (2) 業務内容 角田市コンビニ交付対応行政キオスク端末導入業務委託仕様書のとおり。
- (3) 納入期限 令和7年9月30日（火）
※サービス開始予定日：令和7年10月1日（水）

(4) 機器の設置場所及び設置台数

以下の設置場所にキオスク端末を各1台（計6台）及び角田市役所本庁舎1階市民ホールに監視カメラ1台（設置場所の状況により設置）を設置する。

設 置 場 所	所 在 地
角田市役所本庁舎1階市民ホール	宮城県角田市角田字大坊4-1
枝野郵便局	宮城県角田市枝野字畑中156-5
藤尾郵便局	宮城県角田市尾山字横町57-1
磐城東根郵便局	宮城県角田市平貫字江合101-1
北郷郵便局	宮城県角田市岡字内川240-1
西根郵便局	宮城県角田市高倉字新町25-2

- (5) 事業費上限 29,964千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 上記金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、上記金額には次年度以降の費用は含んでいない。

4. 参加資格

企画提案に参加する者の資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 角田市契約規則(平成15年角田市規則第5号)第4条の競争入札参加資格者名簿に登録された者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(平成7年角田市告示第24号)の規定に基づく停止措置を現に受けていない者。
- (5) 厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可または認可を受けている者。
- (6) 平成30年度以降に労働関係法令に違反し、労働基準監督署から摘発または勧告を受けていない者。
- (7) プライバシーマーク使用許諾または情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)等の第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を取得している者。
- (8) 過去5年以内において、地方公共団体との間でキオスク端末導入実績を有する者。

5. 選定に係るスケジュール

内 容	日 程
募集開始(公告)	令和7年5月12日(月)
質問書受付	令和7年5月12日(月)から 令和7年5月19日(月)17時まで
質問書の回答	令和7年5月12日(月)から 令和7年5月21日(水)まで随時
参加表明書の提出期限	令和7年5月22日(木)17時必着
参加資格の審査結果通知	令和7年5月27日(火)
企画提案書等の提出期限	令和7年6月10日(火)17時必着
審査委員会(プレゼンテーション)	令和7年6月24日(火)午後を予定
審査結果通知	令和7年6月下旬
契約締結	令和7年7月上旬

6. 参加申込関係書類について

(1) 関係書類の交付

参加申込関係書類を、令和7年5月12日（月）から市ホームページ上で交付する。

(2) 留意事項

① 各様式に関する事項等

- ア. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- イ. 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ. 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。
- エ. 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

② 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア. 資格要件を満たさない者が企画提案書を提出した場合。
- イ. 企画提案書に虚偽の記載があった場合。
- ウ. 企画提案書の提出方法、提出期限等を守らない場合。
- エ. その他提案にあたり、著しく信義に反する行為あるいは不適切な行為があった場合。

7. 参加表明書の提出

(1) 本企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要・パンフレット等（任意様式）

設立年月日、代表者名、所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認でき、かつ、最新の内容が分かるもの。パンフレットの使用も可とする。

- ③ 導入実績一覧（任意様式）
- ④ プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていることが確認できるもの。

(2) 提出期限 令和7年5月22日（木）17時必着

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合、配達証明付き書留郵便とし、提出期限必着）

(5) 提出先 〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊4-1 角田市役所 市民福祉部市民課市民係

(6) 参加資格審査及び審査結果の通知

提出された参加表明書等により参加資格の有無を確認し、令和7年5月27日（火）に参加表明書提出事業者あて結果を通知する。なお、電話等による問い合わせには、受け付けないものとする。

8. 質問の受付と回答

本業務にあたり質疑がある場合は、次により提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年5月12日(月)から令和7年5月19日(月)17時まで
- (2) 提出先 〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41
角田市役所 市民福祉部市民課市民係
E-mail: shimin@city.kakuda.lg.jp
- (3) 提出方法 質問書(様式2)により、電子メールにより提出するものとする。その際、メールの件名は「コンビニ交付対応行政キオスク端末導入業務質問(事業者名)」とすること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年5月21日(水)までに市ホームページで随時公表する。なお、本市の回答は、本実施要領を補足するものとする。
※ 事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

9. 企画提案書の作成及び提出

企画提案書等は、次により提出するものとする。なお、提出期限までに提出がなかった場合は辞退したものとみなす。

(1) 企画提案書作成の留意事項

- ① 提案書類は原則A4版とし、A3版については綴じる際にA4版に折りたたむこと。
- ② 企画提案は1者1案とし、提案趣旨を明確に示しまとめること。
- ③ 企画提案書に記載を要する内容(順番は問わない)

ア. 実施スケジュール

イ. 実施業務体制、保守業務体制の内容及び組織図

ウ. 仕様書の内容への対応

エ. 導入物品の特徴及び強み

オ. 導入費用見積書(監視カメラ1台分を含む。)

※今後5年間の必要経費が分かるものも作成。

カ. その他独自提案等

- (2) 提出期限 令和7年6月10日(火)17時必着
- (3) 提出部数 12部(正本1部、副本11部)
- (4) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合、配達証明付き書留郵便とし、提出期限必着)
- (5) 提出先 参加表明書と同じ

10. 企画提案書のプレゼンテーション及び審査

企画提案書等に係るプレゼンテーション及び審査を次により行う。

- (1) 実施日 令和7年6月24日(火) 午後を予定 ※詳細は別途通知
- (2) 実施場所 角田市役所本庁舎を予定
- (3) 時間 企画提案事業者1者につき、企画提案の内容について20分以内の説明後、15分程度の質疑を予定。
- (4) プレゼンテーションの留意事項
 - ① プレゼンテーションの出席者は3名程度とする。
 - ② プレゼンテーションに必要な機器類は、企画提案事業者で用意すること。
 - ③ プレゼンテーション及び審査に出席しない場合は、企画提案参加意思がないものとみなす。

11. 優先交渉事業者の決定

- (1) 審査方法 本プロポーザルの審査は、「角田市コンビニ交付対応行政キオスク端末導入業務委託事業者審査委員会」が行い、第1次審査及び第2次審査の2段階で行う。第1次審査は、(2) 審査項目に基づき審査する。第2次審査は、第1次審査の結果をもとに、審査委員の合議により総合的に判断のうえ審査する。第1次審査及び第2次審査による総合評価で最高評価を得た事業者を優先交渉事業者とする。ただし、審査項目の合計点の6割に満たないものは優先交渉権者として選定しない。
- (2) 審査項目 次の審査項目について審査する。

審査項目	審査基準	審査指標	配点
基本事項	業務の基本方針	仕様書の趣旨・内容を十分に理解し、業務を遂行できる企画提案が行われているかを評価する。	10
	業務の実施工程	仕様書に規定する期間内で実施可能な業務の実施スケジュールとなっているかを評価する。	10
	業務の実施体制	業務を確実に実施する体制が構築されているかを評価する。	10
提案内容	業務の理解度	業務の目的を理解し、明確かつ具体的な提案がされているかを評価する。	10
	業務の実現性	業務の目標としている成果が見込めるような具体的かつ効果的な提案がされているかを評価する。	10
	提案内容の独自性	事業者の知識・経験を活かした創意工夫がみられ、効果が見込める企画提案であるかを評	10

		価する。	
企業能力	業務実績	過去５年以内に、地方公共団体との間でキオスク端末の導入実績を有し、業務を遂行するに足る能力があるかを評価する。	１０
費用	見積額の適正性	提案内容に対し見積額が適正な価格となっているかを評価する。	２０
		今後５年間の必要経費見積額が適正な価格となっているか評価する。	１０
合　　計			１００

- (３) 選定結果 企画提案事業者に対し文書で通知するものとし、結果は市ホームページ上で公表するものとする。なお、当該審査に関する異議は一切応じない。

12. 契約の締結

- (１) 角田市契約規則に定める随意契約の手続きにより、優先交渉事業者から改めて見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。
- (２) 仕様書に即した業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、市と優先交渉事業者が協議して決定する。なお、優先交渉事業者との協議が成立しない場合、次点の優先交渉事業者と協議を行う。
- (３) 選定後、参加資格要件を満たさなくなった場合など、優先交渉事業者としての資格を取り消す場合がある。